

水道の使用、料金表など

■ 水道の使用を始めるとき

新たに水道の使用を開始するときは、水道料金センターまでご連絡ください。給水開始の申込みをせずに水道を使用することはできません。

お知らせいただく内容

- ・水道を使用する住所（アパートなどの場合は、建物の名称と部屋番号）
- ・使用者の氏名と連絡先電話番号

※ 定型約款

令和2年4月1日施行の改正民法により「定型約款」に関する規定が新設され、水道の契約に関してもその適用を受けることとなりました。

銚子市水道事業における給水契約の内容となる定型約款は、「銚子市水道事業条例」と「銚子市水道事業条例施行規程」です。

■ 水道の使用を止めるとき

水道の使用を止めるときは、早めに水道料金センターまでご連絡ください。水道の使用を止める日に検針を行い、納入通知書（請求書）を送付します。また、検針の際にその場で料金の支払いをすることもできます。

お知らせいただく内容

- ・水栓番号（お客さま番号）
 - ※「使用水量のお知らせ」に表示してあります。
- ・使用していた住所と使用者氏名
- ・引越しの場合は、引越日と引越先住所



■ 料金表

基本料金表（2か月分・消費税抜き）

メーター口	径基本料金
13mm	1,860円
20mm	2,700円
25mm	4,000円
40mm	12,400円
50mm	22,600円
75mm	47,000円
100mm	77,000円
150mm	165,600円

従量料金表（2か月分・消費税抜き。一般用）

使用水量	従量料金（1㎡あたりの料金）		
	13・20・25mm	40・50mm	75・100・150mm
1㎡以上16㎡以下	0円		
16㎡を超え40㎡以下	155円	195円	255円
40㎡を超え200㎡以下	195円		
200㎡を超え600㎡以下	255円	255円	
600㎡を超え2,000㎡以下	315円	315円	315円
2,000㎡を超えるもの	355円	355円	355円